

「村上市空き家等の適正管理に関する条例」が

7月1日から施行されます

●問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53・2111 (内線292)



市では、生活環境の保全と安全安心なまちづくりを推進するため、「村上市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、7月1日から施行します。
この条例の施行により、空き家等の所有者等には、空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行うことが義務付けられます。

空き家等および所有者等とは

「空き家等」とは、建物や塀などの工作物で、常時または長期間無人の状態にあるもの、およびその敷地や住宅地にある空き地で、雑草などが繁茂して放置されている状態の土地のことをいいます。

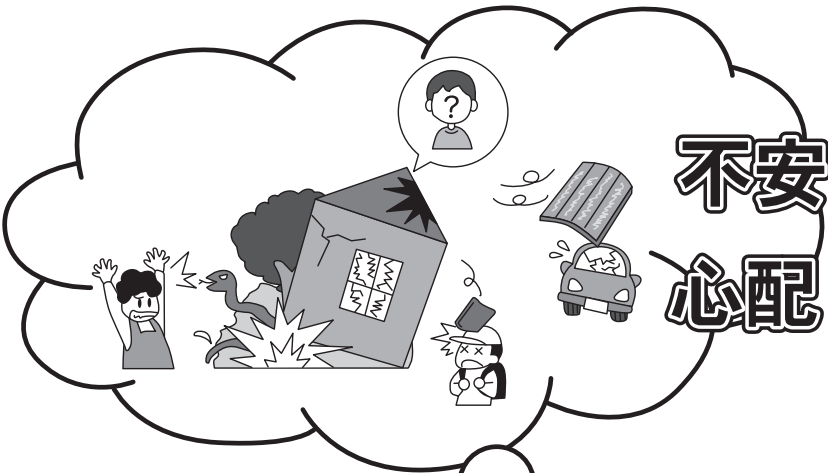
「所有者等」とは、空き家等の所有者、相続人、その他空き家等を管理すべき人などのことです。

管理不全な状態とは

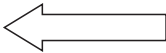
次のような状態をいいます。

- ① 老朽化や積雪・台風・地震などにより、空き家等の倒壊や破損、建築材料の飛散、はく落によって、人の生命、身体または財産に被害を与えるおそれのある状態。
- ② 不特定の者が侵入することにより火災または犯罪が生じるおそれが高い状態。

③ ねずみや昆虫が繁殖し、人の生命、身体、財産または周囲の生活環境に害を及ぼすおそれのある状態。



① 情報提供(市民等)



市民など



[イメージ図]

市の対応は

1 助言・指導・勧告

市民の皆さんなどから管理不全と思われる空き家等の情報の提供を受けた場合は、現地調査などを行い、管理不全な状態にあるかどうかを確認し、判断します。

管理不全と認定した場合は、空き家等の所有者等に対して、管理不全な状態の改善に必要な措置を講ずるよう助言・指導・勧告の行政指導を行います。

2 命令・公表・代執行

空き家等の所有者等が、勧告にも従わず管理不全な状態を改善しない場合は、履行期限を定めた命令を行います。

命令を行ったにも関わらず、正当な理由なく当該命令に従わないときは、氏名や住所などを公表します。

また、所有者等が命令に従わず、他の手段によってその履行が困難であり、かつ、放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法

の定めるところにより代執行を行うこともできるとしています。なお、命令・公表・代執行を行うかどうかは、個々の状況を踏まえて慎重に判断します。

空き家等の管理は所有者等の責任で

空き家等の管理について、条例では「所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならない」と規定しています。

万が一、他人に損害が生じたときは、空き家等の所有者等と被害者の当事者同士で解決してもらうこととなります。

所有者等は、問題が生じないよう定期的に状況を確認し、必要に応じて適切な措置をとる。自分で管理できない場合は業者等に依頼する、などして所有者等としての責任を果たすとともに適正な管理を心掛けましょう。

■お願い

長期間不在にするときは声かけを

ひとり暮らしの人が入院や施設へ入所する場合や世帯の全員が転居・転出した場合など長期間不在にする時は、地元の親戚や近隣の人などに声掛けをお願いします。

その際、連絡先を伝え、空き家等に異常があった場合に、すぐに連絡をもらえるよう話しておきましょう。

空き家等の対策にご理解・ご協力を

この条例の施行により、空き家等に係わる全ての課題が解決できるものではありません。

市では、所有者等に条例の趣旨をご理解いただき、管理不全な空き家等が無くなるよう、働きかけていきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。


○条例適用

④所有者、管理者に対して市が行う措置

- ・助言
- ・指導
- ・勧告
- ・命令
- ・公表

氏名、住所など

代執行




④管理不全と認定

②調査(村上市)

- ・実態調査
- ・現地確認(外観調査)
- ・聞き取り調査
- ・所有者、管理者調査

所有者等



③現状管理状況を確認 管理不全の場合は 条例適用(④へ)

管理適正と認定

○条例適用外

- ・定期的に人が出入りしている
- ・売家、売地等で管理人等により管理されているなど



村上市